医療的ケア児の訪問看護の実際

山口県訪問看護ステーション協議会 副会長 松谷 依子

山口県訪問看護ステーション協議会について

▶会員事業所108ステーションと8支部にて組織構成 (令和3年9月現在)

参考:県内の訪問看護ステーション施設数 153 (「山口県保健福祉施設等名簿」(R3.4.1現在))

岩国	柳井	周南	山口	防府	宇部	下関	萩・ 長門	計
6	5	1 2	1 7	1 4	2 5	2 1	8	108
1 2	7	1 5	2 4	2 0	3 8	2 8	9	1 5 3

上段:会員事業所数、下段:ステーション施設数

小児を対象とする訪問看護について

- ▶ 県内の多くの訪問看護ステーションの対象利用者は高齢者(介護保険対応)と、医療保険(介護保険対象外の年齢の利用者、難病等)の利用者が多い。小児を含め、若い年齢の利用者は少数。
- ▶ 県内の訪問看護ステーションのうち、小児への訪問看護を行っている ステーションは、2~3割程度である。

(H27調査:全国で6割の事業所が小児の経験がない)

▶ 訪問看護師育成支援事業(県看護協会実施・県事業)により、小児を 対象とする訪問看護を推進している。

当事業所について

- ▶ 訪問看護ステーションどれみらいふ周南(周南市) 平成12年1月設立(同年4月より介護保制度が開始となる)
- ▶ 従業員数 (R3年10月現在) 7名(看護師常勤換算4.3名、事務員1名)
- ▶ 利用者数 42名(うち小児 5名)
- ▶ 対象地域:周南市、下松市(車での移動時間20分圏内)
- ▶ 医療的ケア児の利用状況 平成18年頃から小児の訪問看護の受け入れをしているが、 ここ数年、高度な医療的ケアが必要な小児が多くなっている。
- ▶ 利用回数:週2~5回、月2回など状況に応じて様々 1回 1~1.5時間程度

家族のおもい

- ▶ 医療的ケア児とそのご家族は、外出の機会が少なくストレスが 大きい(閉鎖的な環境の中での生活となっている)
- ▶レスパイト先が限られ、また緊急のレスパイトが難しい (病院・施設等, 県内での地域差もある)
- ▶ 福祉サービスでレスパイトを利用の場合,手帳の交付等(障害者手帳・療育手帳等)が必要で,利用までに時間がかかる。
- ▶ 医療的ケア児の通所施設が殆どない現状
- ▶レスパイト・通所施設への移動に複数の人手が必要となる
- ▶ 幼児教育・義務教育を受けることに課題が多い
- ▶ 兄弟にも負担がかかる

訪問看護ステーションとして考える課題

- ▶ 医療的ケア児の利用できる資源の偏在 (通所施設・レスパイト施設、医療、看護、等)
- ▶ 小児の訪問看護に関する教育機会の不足
- 災害時の対策が不十分
- 救急要請時の対応の不備
- ▶ 市町村によって福祉サービスの資源・支給量が違い、家族が理不尽な思いをすることがある。